

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例と健康増進法との比較

1 施設毎の規制内容比較

対象施設の区分	県条例	健康増進法
幼稚園、保育所、小・中・高校等	敷地内禁煙（敷地の周囲も喫煙を制限） ※原則、屋外喫煙場所も設置不可	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
病院、診療所、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等		
大学、専修学校、薬局、介護老人保健施設等	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	同左
官公庁施設	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可） （行政、立法、司法機関の庁舎）	行政機関の庁舎： 敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
		それ以外： 建物内禁煙（喫煙専用室設置可）
物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、社会福祉施設など多数の方が利用する施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）	同左
飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には20歳未満の者及び妊婦の立入禁止を表示	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には20歳未満の者の立入禁止を表示
観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園等	建物内禁煙（喫煙室設置可） 敷地（建物外）禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内禁煙（喫煙専用室設置可）

2 加熱式たばこの取り扱い

区分	県条例	健康増進法
全対象施設	加熱式たばこは、紙巻きたばこと同様の取り扱い （「指定たばこ室」の設置認めず）	当分の間の措置として「指定たばこ室」の設置を認め、同所では飲食しながらの喫煙も可

3 喫煙環境表示

区分	県条例	健康増進法
建物内全面禁煙施設	飲食店は「禁煙」表示義務あり	表示義務なし
建物内に喫煙場所を設ける施設	施設と喫煙場所の入口に表示が必要 ＜施設の入口＞ ① 施設内に喫煙区域があること ② ①以外の場所は喫煙禁止 ＜喫煙場所の入口＞ ① この場所が喫煙区域であること ② 20歳未満の者と妊婦は立入禁止	施設と喫煙場所の入口に表示が必要 ＜施設の入口＞ ① 施設内に喫煙区域があること ② ①以外の場所は喫煙禁止 ＜喫煙場所の入口＞ ① この場所が喫煙区域であること ② 20歳未満の者は立入禁止

4 その他規制区域外での取組

区分	県条例	健康増進法
施設管理者	建物等への出入り、自動車の乗降、待合 いなど人が相互に近接して利用する場 所では、吸殻入れ等を設置しないなど 必要な措置を講じなければならない	多数の者が利用する施設では、喫煙場 所を定める際には、望まない受動喫煙 を生じさせることがない場所とするよ う配慮しなければならない

5 20歳未満の者と妊婦への取組

区分	県条例	健康増進法
20歳未満の者と妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の者及び妊婦と同室する住 宅居室内や同乗する自動車内での喫 煙禁止※ ・ 20歳未満の者及び妊婦の喫煙区域へ の立入禁止 ・ 妊婦の喫煙禁止 	20歳未満の者の喫煙区域への立入禁止

※ 他に、喫煙が禁止される場所として、「①通学時間帯における通学路、②祭礼、縁日その他の多数の者の集合
する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲」を規則で規定。

6 罰則等

区分	県条例	健康増進法
喫煙者 ・ 喫煙禁止区域での 喫煙	条例の上乗せ部分の違反については、 法とは別に過料あり	過料あり
施設管理者 ・ 受動喫煙防止区域で の措置違反 ・ 立入検査への対応		